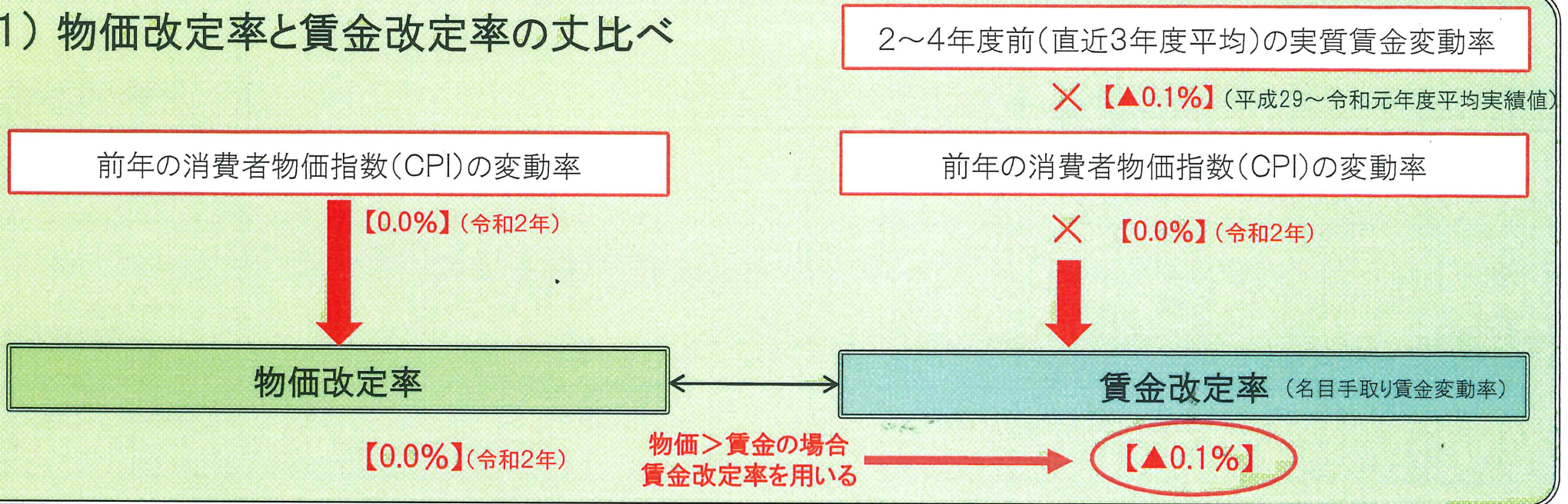


令和3年度の年金額の改定(スライド)について

- 毎年の年金額は、賃金・物価改定率(1)から、マクロ経済スライド調整率(2)を差し引いた改定率により決定する。
※ ただしマクロ経済スライドは、賃金・物価改定率がプラスの時に発動
- 令和3年度の年金額改定率は、0.1%のマイナス改定となる。

(1) 物価改定率と賃金改定率の丈比べ



(1)がプラスの場合、マクロ経済スライドが発動

(2) マクロ経済スライドによる調整

【▲0.1% 令和3年度は発動なし(キャリーオーバー)】

※ 被保険者数の変化率(0.2%)×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%)

年金額改定率 【▲0.1%】